

危機関連保証 郵送提出時確認票

以下を全て記入し、認定書類一式と一緒にご提出ください。

所要期間の目安	【郵送】事業者 ⇒ 市商工観光課《1～2日》※普通郵便可 (土日祝除く) 商工観光課での審査《2～3日》 【郵送】市商工観光課 ⇒ 事業者《1～2日》※普通郵便、窓口来庁受取も選択可
---------	---

※申請書類に不備があった場合は上記よりも時間がかかりますのでご注意ください。

※事前に金融機関等とスケジュールの調整をお願いします。

提出先: 〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地 羽島市 産業振興部 商工観光課 商工係

個人の場合:屋号 法人の場合:法人名	
個人の場合:氏名 法人の場合:代表者名	
ご担当者名	
ご連絡先電話番号	
郵送先住所	郵便番号 〒 住 所

1 申請人の資格

- 市内に店舗、工場又は事業所を有するか。
- 市内で1年以上同一事業を営む者であるか。

令和2年新型コロナウイルス感染症の発症に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれるか。

※上記に該当しない方であっても、最近1年以内に店舗・業容を拡大した方や創業後3か月以上経過した方については、運用緩和を適用できる場合があるため、市ホームページで要件を確認してください。

2 中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)の規定による認定申請書

- 「1 事業開始年月日」には創業年月日を記入したか。
- 「2 (1)売上高等」の数値は「売上高等比較表」の数値を転記したか。
- 「3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」を記入したか。

3 売上高等比較表

- 試算表や売上台帳等に記載された売上高等を転記したか。
- 現時点における見込売上高等がわかる資料がない場合は、算出方法を記載したか。

4 添付書類

法人の場合

- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し※電子可 1通

個人の場合

- 直近の所得税確定申告書の写し 1通

5 認定申請書の受取方法 次のいずれかに✓してください。

- 郵送での受け取りを希望する
- 窓口での受け取りを希望する

※郵送の場合は普通郵便で発送します。窓口受取の場合は上記電話番号にご連絡します。